

使用料規程

令和5年8月31日届出

一部変更 令和6年1月30日届出

一般社団法人障がい者アート協会

目次

第1条（目的）	3
第2条（著作物の使用区分）	3
第3条（著作物の使用料：使用区分（1）～（7））	4
A：基本要素	4
従量要素	8
<B：使用規模>	8
<C：公開範囲>	9
<D：性格要素>	10
E：創作活動応援費／運用費	10
<基本使用料表：使用区分（8）>	11
<著作物の使用区分（8）の著作権使用料の計算方法>	11
<著作物の使用区分（8）の著作権使用料の計算方法：再放送>	12
工：創作活動応援費／運用費	12
第4条（使用料規程が適用できない場合）	12
第5条（使用料の減額措置）	12
附則（実施の日）	13
附則（実施の日）	13

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人障がい者アート協会（以下「当法人」という。）が行う著作権等管理事業において適用する、アート作品（以下「著作物」という。）の使用料の額を定めることを目的とする。

第2条（著作物の使用区分）

本規程における著作物の使用方法は次の区分によるものとする。

（1）複製画使用及び譲渡

著作物を、無加工で使用する複製画、またはそれに類する物品に使用するため複製し、その複製物を公衆に譲渡すること。

（2）販売する商品等への複製使用及び譲渡

著作物を、販売する商品または販売する商品の付属品に使用するため複製し、その複製物を公衆に譲渡すること。

（3）広告用配布物等への複製使用及び譲渡

著作物を、広告用に配布する物、またはそれに類する物品に使用するため複製し、その複製物を公衆に譲渡すること。

（4）冊子及び書籍類における複製使用及び譲渡

著作物を、冊子及び書籍類、またはそれに類する物に使用するため複製し、その複製物を公衆に譲渡すること。

（5）デジタル記録媒体における複製使用及び譲渡

著作物を、デジタル記録媒体において複製し、その複製物を公衆に譲渡すること。

（6）展示使用または展示目的における著作物の複製使用及び譲渡

著作物を、展示に使用または展示に使用するため複製し、その複製物を公衆に譲渡すること。

（7）インターネットにおける公衆送信、複製使用及び譲渡

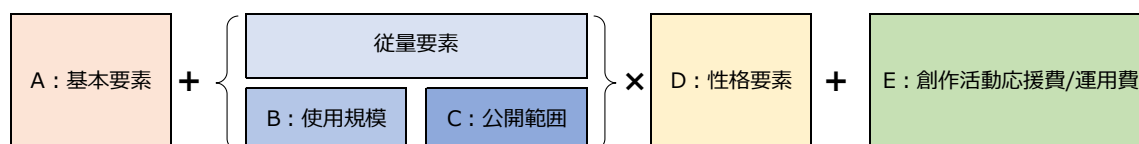
著作物を、インターネットを用いて公衆送信すること。または公衆送信のための複製及び譲渡すること。

（8）テレビ放送及び動画番組のインターネットにおける公衆送信、複製使用及び譲渡

著作物を、テレビ放送（地上波・BS・CS）、有線テレビ放送、ケーブルテレビ放送、その他テレビ放送及びインターネット配信を用いて公衆送信すること。または公衆送信のための複製及び譲渡すること。

第3条（著作物の使用料：使用区分（1）～（7））

著作物の使用区分（1）～（7）における著作物の使用料は、従量要素（B：使用規模とC：公開範囲の合計）とD:性格要素を乗じた金額に、A：基本要素とE：創作活動応援費／運用費を合算したものとし、各算出方法は次のとおりとする。（下図参照）なお、本規程で定める使用料は、円単位とし、1円未満の端数が生じた場合は1円未満の端数を切り捨てる。また、本規程で定める使用料に消費税は含まれていない。



それぞれA～Eについては下記のとおりとする。

A：基本要素

A：基本要素は、基本使用料表の「A1：著作物使用点数」に応じた基本使用料（下図〈基本使用料参照〉）と、著作物使用料率表（下図〈著作物使用料率表参照〉）の使用区分ごとの「A2：著作物使用料率」を乗じた金額とする。

<基本使用料表：使用区分（1）～（7）>

A1：著作物使用点数	基本使用料
1点	10,000円
2点	17,500円
3点	23,125円
4点	27,344円
5点	30,508円
6点	32,881円
7点	34,661円
8点	35,996円
9点	36,997円

※ 1. 「A1：著作物使用点数」が10点以上の場合は、以下の方法で基本使用料を算出する。

<基本使用料 = 36,997円 + (著作物使用点数 × 1,000円)>

<著作物使用料率表>

第2条 (著作物の使用区分)	使用目的	詳細	A2：著作 物使用料率
(1) 複製画使用及び 譲渡	① 複製使用	著作物の主体性を保ち、無加工で使用する複製画及びそれに類する物品に使用するため著作物を複製し、その複製物を公衆に譲渡すること。	200%
	具体例	複製画、ポスター、タペストリー、壁画、ポストカード等	
(2) 販売する商品等 への複製使用及 び譲渡	① 販売する商品の主体として複製使用	著作物を、販売する商品の主体として使用するため複製し、その複製物を公衆に譲渡すること。	250%
	具体例	プリントTシャツ、マグカップ、マウスパッド、ポスター、ポストカード等	
	② 販売する商品の一部として複製使用	著作物を、販売する商品の一部として使用するため複製し、その複製物を公衆に譲渡すること。	90%
	具体例	他作品やデザインが使用されている布生地、プリントTシャツ、マウスパッド、ポスター、ポストカード等	
	③ 販売する商品の付属品として複製使用	著作物を、販売する商品の付属品として使用するため複製し、その複製物を公衆に譲渡すること。	
具体例	商品パッケージ、商品ラベル、包装紙、包装箱、手提げ袋、カード類等	30%	

第2条 (著作物の使用区分)	使用目的	詳細	A2：著作 物使用料率
(3) 広告用配布物等 への複製使用及 び譲渡	① 広告用配布物 品への複製使 用	著作物を、広告用に配布する物品 に使用するため複製し、その複製 物を公衆に譲渡すること。	25%
	具体例	ノベルティグッズ、プレゼント商品等	
	② 広告用配布印 刷物への複製 使用	著作物を、広告用に配布する印刷 物に使用するため複製し、その複製 物を公衆に譲渡すること。	7%
	具体例	DM ハガキ、チラシ、車内吊り広 告、リーフレット、ポスター、名 刺、ポストカード等	
(4) 冊子及び書籍類 における複製使 用及び譲渡	① ISBN、ISNN または書籍 JAN コードが 付されていない冊子及び書 籍類における 複製使用	I S B N (国際標準図書番号)、 I S N N (国際標準逐次刊行物番 号) または書籍 J A N コードが付 されていない冊子及び書籍類に使用 するため、著作物を複製し、その 複製物を公衆に譲渡すること。	18% (表 紙：36%)
	具体例	パンフレット、カタログ、ガイド ブック、マニュアル、広報誌、会 社案内、社内報、フリーペーパ ー、単行本等	
	② ISBN、ISNN または書籍 JAN コードが 付されている 冊子及び書籍 類における複 製使用	I S B N (国際標準図書番号)、 I S N N (国際標準逐次刊行物番 号) または書籍 J A N コードが付 されている冊子及び書籍類に使用 するため、著作物を複製し、その 複製物を公衆に譲渡すること。	35% (表紙 70%)
	具体例	書籍、絵本、雑誌、定期刊行物等	

第2条 (著作物の使用区分)	使用目的	詳細	A2：著作 物使用料率
(5) デジタル記録媒体における複製使用及び譲渡	① デジタル記録媒体における複製使用	著作物を、デジタル記録媒体において複製し、その複製物を公衆に譲渡すること。	7%
	具体例	CD、DVD、BD、HDD、SDカード、USBドライブ等	
(6) 展示使用または展示目的における著作物の複製使用及び譲渡	① 展示使用または展示目的における二次元著作物の複製使用	二次元の著作物を、展示に使用または展示に使用するため複製し、その複製物を公衆に譲渡すること。	360%
	具体例	ポスター、タペストリー、看板等	
	② 展示使用または展示目的における三次元著作物の複製使用	三次元の著作物を、展示に使用または展示に使用するため複製し、その複製物を公衆に譲渡すること。	30%
	具体例	オブジェ、フィギュア、3Dモデル等	
③ 1枚の印刷物に対し、著作物を2つ以上複製し使用する場合における複製使用	1枚の印刷物に対し、著作物を2つ以上複製し使用する場合の著作物の複製及びその複製物を公衆に譲渡すること。	10%	
具体例	著作物を連続した柄として複製し印刷物に使用する等。印刷物とは、チラシ、案内状、横断幕、ポスター、カード、ポストカード等。		

第2条 (著作物の使用区分)	使用目的	詳細	A2：著作 物使用料率
(7) インターネット における公衆送 信、複製使用及 び譲渡	① インターネッ トにおける使 用及び複製使 用	著作物を、インターネットを用い て公衆送信すること。または公衆 送信のための複製及び譲渡するこ と。	18%
	具体例	サイト、バナー、SNS、アプ リ、ソフトウェア等	

従量要素

従量要素は、B：使用規模とC：公開範囲を合算した金額とする。B及びCについての内容は下記の通りとする。

<B：使用規模>

使用規模は、製造物については、「B1：数量要素」と「B3：製造販売連動費」を合算した金額とし、非製造物については「B2：使用期間」と「B3：製造販売連動費」を合算した金額とする。（下記数式参照）

$$B1：数量要素 = [(C：公開範囲 \times 0.9) \div \{ (製造物の製造数量 \times 0.01\%) + 0.9 \}] \times 製造物の製造数量 \div 10$$

※2 B1：数量要素の単価が、1点1銭未満となる場合は、製造数量×1銭とする。

$$B2：使用期間 = (A：基本要素 + C：公開範囲) \times 日数 \times 1\%$$

※3 「日数」とは、非製造物を公衆送信する日数をいう。

B3：製造販売連動費は、製造販売連動費算出率表の「製造販売連動費基準価格」に、「著作物を使用する対象の種類」応じた料率を乗じた金額とする。

<製造販売連動費算出率表>

著作物を使用する対象の種類	製造販売連動費基準価格	料率
製造物	製造価格	1%
非製造物	販売価格	1%

<C：公開範囲>

C：公開範囲は、製造物については、「C1：著作物使用サイズ」と「C2：同一著作物複数使用」を合算したものを、公開範囲料率表の公開範囲に応じた「C3：公開範囲料率」を乗じた金額とし、非製造物については、「A1：著作物使用点数」を公開範囲料率表の公開範囲に応じた「C3：公開範囲料率」を乗じた金額とする

C1：著作物使用サイズ = 基本使用料 × 平方センチメートル × 0.001%

※4 「平方センチメートル」とは、著作物を使用した製造物のセンチメートル単位のサイズをいう。

※5 立体の製造物の「平方センチメートル」は、製造物の最大の長さを高さとし、製造物が収まる最小サイズの円筒の側面を展開した四角形のサイズとする。

C2：同一著作物複数使用 = (基本使用料 × 使用点数 × 1%) × 1%

※6 「同一著作物複数使用」とは、同一の製造物および非製造物内にて同一の著作物を複数回使用する場合に加算される金額をいう。

C3：公開範囲料率 = 下表参照

<公開範囲料率表>

公開範囲	C3：公開範囲料率
個人	1%
特定のコミュニティ内	3%
自法人内	30%
特定の施設や区域	30%
市区町村内	50%
都道府県内	70%
日本国内	100%
無制限	150%

※7 各公開範囲については、著作物を使用した製造物及び非製造物の提供を受けるもの（以下「受益者」という。）の範囲をいう。

※8 「特定のコミュニティ内」は、一時的でない100名以内のコミュニティ（集まり）の公開範囲をいう。

<D：性格要素>

D：性格要素は、性格要素料率表の「性格区分」に応じた「D1：性格要素料率」（下表）と従量要素を乗じた金額とする。

<性格要素料率表>

性格区分	D1：性格要素料率
営利・有償	100%
非営利・無償	20%
学術・研究・教育	10%
公益	5%
独占使用	500%

- ※9 「営利・有償」とは、使用者の受益者に対する製造物または非製造物の提供が、営利目的であることまたは有償の提供であることをいう。
- ※10 「非営利・無償」とは、使用者の受益者に対する製造物または非製造物の提供が、営利目的でないことまたは無償の提供であることをいう。
- ※11 「学術・研究・教育」とは、使用者の受益者に対する製造物または非製造物の提供が、学術、研究または教育を目的とすることをいう。
- ※12 「公益」とは、使用者の受益者に対する製造物または非製造物の提供が、社会一般または公共の利益を目的とすることをいう。
- ※13 「独占使用」とは、使用者の受益者に対する製造物または非製造物の提供目的に限らず、指定する著作物の使用をその使用者に限定して使用することをいう。
- ※14 「区分」が重複する場合は、性格区分別従量要素率の高い性格区分を乗じ算出する。

E：創作活動応援費／運用費

創作活動応援費／運用費は、A：基本要素と従量要素の合計に D：性格区分別料率を乗じた金額の 25%または、5 万円のいずれか高い方を創作活動応援費／運用費とする

<著作物の使用料：使用区分（8）>

著作物の使用区分（8）における著作物の使用料は、第3条（著作物の使用料）の、A：基本要素、B：使用規模、C：公開範囲、D：性格要素の計算要素を使用せず、ア：動画利用作品数の金額に、イ：動画利用目的の料率と、ウ：動画利用放送方法の料率を乗じた金額に、エ：創作活動応援費／運用費を加算したものとする。

なお、動画の再放送における著作物の使用料は、著作物の使用区分（8）の著作物の使用料の10%の金額とする。

<基本使用料表：使用区分（8）>

第2条 (著作物の使用区分)	使用目的	詳細	A2：著作物使用料率
(8) テレビ放送および動画番組等のインターネットにおける公衆送信、複製使用及び譲渡	①テレビ放送および動画番組等のインターネットにおける使用及び複製使用	著作物を、テレビ放送（地上波・BS・CS）、有線テレビ放送、ケーブルテレビ放送、その他テレビ放送及びインターネット配信を用いて公衆送信すること。または公衆送信のための複製及び譲渡すること。	<著作物の使用区分（8）の著作権使用料の計算方法>に記載の計算とする。
	具体例	テレビ、ネット配信等での動画、番組、CM等	

<著作物の使用区分（8）の著作権使用料の計算方法>

$$\left(\begin{array}{c} \text{ア：動画利用} \\ \text{作品数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{イ：動画利用} \\ \text{目的} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{ウ：動画利用} \\ \text{放送方法} \end{array} \right) + \begin{array}{c} \text{エ：創作活動応援費} \\ \text{/運用費} \end{array}$$

ア：動画利用作品数

動画1放送毎に、動画に使用される作品1点あたり1000円として計算する。

イ：動画利用目的

利用目的	料率
放送番組における著作物の利用	100%
商業広告における著作物の利用	200%

ウ：動画利用放送方法

放送方法	料率
地上波地域向け放送	20%
地上波全国放送	100%
衛星放送等	50%
インターネット放送等	10%

<著作物の使用区分（８）の著作権使用料の計算方法：再放送>

動画の再放送における、著作物の使用区分（８）の著作物の使用料の10%の金額とする。

エ：創作活動応援費／運用費

創作活動応援費／運用費は、ア：動画利用作品数の金額に、イ：動画利用目的の料率と、ウ：動画利用放送方法の料率を乗じた金額の25%または、5万円のいずれか高い方を創作活動応援費／運用費とする。

第4条（使用料規程が適用できない場合）

本規程が適用できない場合とその対応は下記のとおりとする。

- (1) 当法人が使用料の額を定める権限を有しない著作物を使用する場合の使用料の額は、本規程に定める使用料の額にかかわらず、著作権者が決定するものとする。
- (2) 当法人または著作権者が、著作物を使用する場合は本規程を適用せず無償とする。
- (3) 使用者が本規程に定める使用方法以外の使用方法により著作物を使用する場合の使用料の額は、その使用目的、使用形態等の事情を考慮して、使用者との協議の上、使用料の額を定めるものとする。

※15 「著作権者」とは、管理委託契約の委託者のことをいう。

第5条（使用料の減額措置）

管理委託契約の締結の促進または管理の効率化を図るため、または、著作物の性質、使用目的、使用形態等の事情を考慮して、使用者と協議の上、使用料の額を減じた額を使用料として定めることができる。

附則（実施の日）

本規程は、令和5年9月1日から実施する。

附 則（実施の日）

この使用料規程のうち、第2条（著作物の使用区分）（7）インターネットにおける公衆送信、複製使用及び譲渡、及び（8）テレビ放送および動画番組等のインターネットにおける公衆送信、複製使用及び譲渡に関する規程については令和6年3月1日から実施する。